

(議提議案第 1 号)

平成 2 7 年 3 月 1 7 日

議長 森 新 一 様

提出者	議員	栗 原 健 昇	提出者	議員	松 本 貢市郎
〃	〃	大久保 照 夫	〃	〃	桜 井 くるみ
〃	〃	新 井 清 次	〃	〃	松 浦 紀 一
〃	〃	小 林 甚 一	〃	〃	小 林 一 貫
〃	〃	新 井 昭 安	〃	〃	須 永 宣 延
〃	〃	加賀崎 千 秋	〃	〃	杉 田 茂 実
〃	〃	新 井 正 夫	〃	〃	黒 澤 三千夫
〃	〃	松 本 富 男	〃	〃	山 田 忠 之
〃	〃	松 岡 兵 衛	〃	〃	原 口 健 二
〃	〃	磯 崎 修	〃	〃	野 澤 久 夫
〃	〃	福 田 勝 美	〃	〃	関 口 弥 生
〃	〃	富 岡 信 吾	〃	〃	林 幸 子
〃	〃	加 藤 恒 男	〃	〃	守 屋 淳
〃	〃	大 山 美智子	〃	〃	閑 野 高 広
〃	〃	三 浦 和 一	〃	〃	小 池 厚

議案提出について

平成27年第1回市議会定例会（3月17日の会議）に下記の議案を別紙のとおり提出する。

記

[議提議案第1号] 熊谷市議会基本条例

[理 由] 市民に開かれたわかりやすい議会を目指し、市民福祉の向上を図るため

熊谷市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 議会運営の原則（第4条）

第3章 議員の活動原則（第5条）

第4章 市民と議会との関係（第6条—第10条）

第5章 議会と市長等との関係（第11条・第12条）

第6章 議会の体制整備（第13条—第15条）

第7章 政治倫理等（第16条—第19条）

第8章 補則（第20条・第21条）

附則

地方議会は、地方分権の時代にあつて、二元代表制の下、地方公共団体の事務執行の監視機能及び立法機能を十分発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すものである。

熊谷市議会は、市民によって選ばれた市民の代表者である議員で構成し、市民を主体とした参加と協働による自治の実現を基本理念とした熊谷市自治基本条例（平成19年条例第30号）に定める議会の責務に基づき、市民福祉の向上のために活動するものである。

熊谷市議会は、今後も議会の活性化を積極的に推進し、市政に対する市民の意思の反映に全力を尽くすことを決意し、ここに熊谷市議会の最高規範としてこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下での熊谷市議会（以下「議会」という。）の役割を踏まえつつ、議会の基本理念、議会運営の原則、議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、市政への市民の意思の

的確な反映及び議会の活性化を図り、もって市民に開かれた議会、市民にわかりやすい議会を目指すとともに、市民福祉の向上を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、市政における最高の意思決定機関として、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ適正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。

(基本方針)

第3条 議会は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- (1) 議会の機能である政策決定並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行の監視及び評価を行うこと。
- (2) 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。
- (3) 地方分権の進展に的確に対応するため、議会の活性化への取組を積極的に推進すること。

第2章 議会運営の原則

第4条 議会は、市の基本的な政策決定、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能を十分発揮するため、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制により意思決定を行う機関としての役割を果たすものとする。

- 2 議会は、質疑、質問等の実施方法について会議規則で定め、市民にわかりやすい議会運営を行うものとする。
- 3 議会運営委員会は、議会運営について協議し、及び調整するものとする。
- 4 常任委員会及び特別委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。
- 5 議会運営委員会及び常任委員会は、議会の閉会中においても、各所管に

属する市の事務に関する調査を積極的に行うよう努めるものとする。

第3章 議員の活動原則

第5条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、積極的な議論に努めるものとする。

2 議員は、市政全般の課題及び市民の多様な意思を的確に把握し、市民福祉の向上を目指し、市民の代表としてふさわしい活動を行うものとする。

3 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて、自己研鑽^{さん}に励み、自らの資質の向上に努めるものとする。

4 議員は、議会活動について、市民に対してわかりやすい説明に努めるものとする。

5 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

第4章 市民と議会との関係

(市民の意思の反映)

第6条 議会は、市民の意思を議会活動に反映させることに努めるものとする。

(広報広聴の充実)

第7条 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報広聴手段を活用することにより、市民の議会に対する意識の把握及び市民への情報提供に努めるものとする。

(情報の公開)

第8条 議会は、市民に対し情報を公開することを積極的に進めるため、あらかじめ会議の日程、議題等を市民に周知するとともに、インターネットによる会議の生中継及び録画中継を実施するものとする。

(議会活動に関する資料の公開)

第9条 議会は、熊谷市情報公開条例(平成17年条例第10号)に基づき、議会活動に関する資料を公開し、会議録については、議会図書室その他議長が適当と認める場所に備え付け、閲覧に供するものとする。

(議案に対する賛否の公表)

第10条 議会は、議案に対する議員の賛否の表明を、市民に公表するものとする。

第5章 議会と市長等との関係

(市長等との関係)

第11条 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行うものとする。

(監視及び評価)

第12条 議会は、市長等の事務の執行が公平かつ適正及び効率的に行われているか監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。

2 議会は、市長等の事務の執行の効果について審議、議決等を通じて評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。

第6章 議会の体制整備

(議会機能の強化)

第13条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

(事務局機能の強化)

第14条 議会は、議会の政策立案機能を充実させるとともに、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務等の機能を強化するものとする。

(議会図書室の充実)

第15条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、及び運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

第7章 政治倫理等

(政治倫理)

第16条 議員は、熊谷市議会議員政治倫理条例（平成21年条例第17号）を規範とし、遵守しなければならない。

(議員定数)

第17条 議員定数は、熊谷市議会議員定数条例（平成18年条例第193号）で定めるところによる。

2 議員定数の改定に当たっては、この条例の趣旨を踏まえ、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする。

(議員報酬)

第18条 議員報酬は、熊谷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年条例第44号）で定めるところによる。

2 議員報酬の改定に当たっては、この条例の趣旨を踏まえ、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする。

(政務活動費)

第19条 会派及び議員は、政策形成能力の向上等を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究及び政策提言を行うものとする。

2 会派及び議員は、厳格な使途基準に従い、政務活動費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

3 政務活動費は、熊谷市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年条例第1号）で定めるところによる。

第8章 補則

(他の条例等との関係)

第20条 議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性の確保を図らなければならないものとする。

(条例の見直し)

第21条 議会は、社会情勢の変化、市民の意見等を踏まえ、必要に応じて

この条例の見直しを行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。